

## 会 議 錄

会議の名称	指定管理者選定委員会（第44回）	
事務局	企画財政部 企画政策課 企画政策係	
開催日時	令和3年10月14日（木）午後1時30分～午後3時15分	
開催場所	小金井市役所本庁舎3階 第一會議室	
出席者	出席委員 3人 委員長 佐藤 直人 委員 副委員長 伊藤 茂男 委員 委員 曽根 隆寛 委員 欠席委員 2人 唐澤 寛 委員 矢板 ゆき江 委員	
	指定管理者候補者団体 株式会社タウンキッチン 3人	
	担当課 市民部長 西田 剛 経済課長 高橋 啓之 市民部経済課産業振興係長 鈴木 拓也 市民部経済課産業振興係主事 井出 恒子	
	事務局 企画政策課長 梅原 啓太郎 企画政策課企画政策係主任 前坂 悟史 企画政策課企画政策係主事 鎌田 莉央	
傍聴の可否	可	一部不可 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">不可</span>
会議次第	1 開会 2 令和3年度諮問第1号 東小金井事業創造センターの指定管理者の候補者の選定について 3 市営自転車駐車場の廃止状況について 4 その他 5 閉会	
会議結果	別紙会議録のとおり	

## 第44回小金井市指定管理者選定委員会

日 時 令和3年10月14日（木）午後1時30分～午後3時15分  
場 所 小金井市役所本庁舎 第一會議室  
出席委員 3人  
委員長 佐藤直人 委員  
副委員長 伊藤茂男 委員  
曾根隆寛 委員  
欠席委員 2人  
唐澤 寛 委員  
矢板ゆき江 委員

---

### 指定管理者候補者団体

株式会社タウンキッチン 3人

---

### 担当課職員

市民部長	西田剛
経済課長	高橋啓之
市民部経済課産業振興係長	鈴木拓也
市民部経済課産業振興係主事	井出恭子

---

### 事務局職員

企画政策課長	梅原啓太郎
企画政策課企画政策係主任	前坂悟史
企画政策課企画政策係主事	鎌田莉央

---

(午後1時30分開会)

◎委員長 皆さんおそろいですので、始めさせていただきたいと思います。

ただいまから第44回小金井市指定管理者選定委員会を開催いたします。

本日は、■委員、そして■委員から欠席の連絡をいただいております。

なお、定足数につきましては、「小金井市公（おおやけ）の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則」第11条第2項によりまして、半数以上で成立すると定められております。本日は5人中3人の出席ということでございますので、会議は成立しておるということを御報告申し上げます。

本日は、お手元の次第にもありますように1件の審査を行う予定であります。

では、本日の会の進め方につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

◎梅原企画政策課長 それでは、進行等について説明させていただきます。

本日は1件の審査で、非公募による指定管理者の候補者の選定についてです。

最初の20分程度で担当課及び団体から簡潔に施設概要、事業計画書等の説明をいただき、次の15分程度で質疑を行います。その後、団体には御退席いただき、最後の10分程度でその団体が指定管理者の候補者として適切であるか等を御審議いただき、意見等があればそれを付して答申をいただきたいと考えております。

それでは、東小金井事業創造センターの指定管理者の候補者の選定について、資料を確認いたします。

本日、机上配布しております資料は、本日の次第、1点でございます。そのほか、御持参いただきました資料として、ファイルにつづられております申請書類があったかと思います。計2点の資料となります、資料の過不足はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎梅原企画政策課長 公募によらない選定については、手続の流れは前回と同様ですが、簡単に説明いたします。

指定管理者候補者の選定については、条例第2条に示すとおり原則公募にて選定しておりますが、条例第5条に該当する場合は、指定管理者候補者を公募によらず選定ができると規定しております。

その条件としましては、条例第4条の各号に掲げる基準を満たすもので、当該公の施設の性格、事業内容、規模等により、その管理を行わせることにより、設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができると認める団体であることが必要になります。

さらには、公募によらない選定においては、その選定理由が条例施行規則第6条に規定されており、ここに掲げる理由に該当する必要があります。今回の施設は、条例及び条例施行規則に規定された内容に該当することから、公募によらない選定を行いたいと考えております。

説明は以上です。

◎委員長 どうもありがとうございました。

事務局より、今説明がありましたが、これについて御質問等ございましょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

◎委員長 それでは、今事務局より説明のあった進め方で審議を行うことといたします。

続いて、本日の議題の諮問について、事務局に進行をお願いいたします。

◎梅原企画政策課長 それでは、本日、市長から審議に当たりまして、委員長へ諮問書が提出されております。委員長及び諮問をされる方は前のほうまでお越しいただけますでしょうか。

それでは、諮問をお願いいたします。

◎西田市民部長 市民部長の西田と申します。

本来ありましたら、市長の西岡から直接諮問させていただくところではございますが、本日は公務により、市長に代わりまして、私から諮問書を代読させていただきたいと思いますので、御了承のほど、お願ひします。

小企企發第114号

令和3年10月14日

小金井市指定管理者選定委員会

委員長 佐藤 直人 様

小金井市長 西岡 真一郎

### 諮 問 書

小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第16条の規定に基づき、別添資料のとおり、下記の事項を諮問します。

記

#### 1 令和3年度諮問第1号

東小金井事業創造センターの指定管理者の候補者の選定について

【指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称】

名 称 東小金井事業創造センター

所在地 東京都小金井市梶野町一丁目2番36号

【指定管理者の候補者団体の名称】

所在地 東京都小金井市梶野町一丁目2番36号

団体名 株式会社タウンキッチン

代表者氏名 代表取締役 北池 智一郎

【指定の期間】

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

◎委員長 ただいま小金井市長から諮問を受けました。

それでは、令和3年度諮問第1号、東小金井事業創造センターの指定管理者の候補者の選定

についてを議題といたします。

本件につきまして、説明のため団体の方にもお集まりいただいておりますので、団体の方をお呼びいただきたいと思います。

(団体入室)

◎委員長 それでは、本日出席いただいている団体、それから担当課の方におかれまして、簡単に自己紹介をお願いいたしたいと思います。

まず、団体の方からお願ひいたします。

◎株式会社タウンキッチン こんにちは。株式会社タウンキッチンの西山と申します。今日は山本と江波戸と一緒に来ております。よろしくお願ひいたします。

◎委員長 では、担当課お願ひいたします。

◎西田市民部長 市民部長の西田です。これから経済課の職員について御案内します。

◎高橋経済課長 経済課長の高橋です。よろしくお願ひします。

◎鈴木市民部経済課産業振興係長 同じく経済課の鈴木です。よろしくお願ひします。

◎井出市民部経済課産業振興係主事 同じく経済課の井出です。よろしくお願ひいたします。

◎委員長 どうもありがとうございました。

それでは、早速でありますけれども、施設の概要、それから事業計画書等につきまして、担当課の説明、それから団体の皆さんからの補足を含めまして、大体20分程度で説明をしていただきたいというふうに考えております。

まず、担当課から説明をお願いいたします。

◎高橋経済課長 それでは、私のほうから施設及び業務の概要について説明をさせていただきます。

初めに、施設概要について御説明をいたします。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、東小金井事業創造センター、通称はKO-TOと申します。所在地は小金井市梶野町一丁目2番36号で、東小金井駅東側高架下に位置しております。建物の構造及び面積につきましては、鉄骨造、地上1階、328.25平方メートルとなっており、5.24から5.99平方メートルの個室6室、1.90から2.27平方メートルのシェアブース6室、5.24平方メートルの商談室2室のほか、73.4平方メートルのシェアスペースなどを備えています。

開設年月日は平成26年4月1日で、当初は管理運営を株式会社タウンキッチンに指名型プロポーザルにより選定し、委託をしておりました。その後、平成26年8月から平成28年度末までの2年8か月、平成29年度から令和3年度までの5か年の2期にわたりまして、公募型プロポーザル方式により指定管理者選定委員会の審査を経て指定管理者として同法人を指定しているところでございます。

次に、指定管理者が行う業務の範囲について御説明をいたします。KO-TOは起業家育成とその市内定着支援により、高付加価値型の企業集積を促進し、地域に根差した産業振興を図

ることを目的とした施設でございます。KO-TOの実施事業につきましては、東小金井事業創造センター条例第3条に規定されており、指定管理者が行う業務の範囲につきましては、同条例第5条に規定されております。

業務の詳細は、本日お配りしております審査資料の仕様書に記載をしてございますが、起業家育成・支援に関する業務、入居者の募集・審査等に関する業務、施設及び附帯設備の利用承認等に関する業務、利用料金の徴収、受付関連業務、情報発信業務、施設等の維持管理に関する業務が主なものとなってございます。

なお、指定の期間につきましては、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間を予定しております。

私からの説明は以上になります。

タウンキッチンさんのほうから何か補足があればよろしくお願ひします。

◎株式会社タウンキッチン では、私から、指定管理者事業計画書、提案書に沿って補足の説明をさせていただければと思います。

まず、基本の方針からお話をさせていただければと思うんですけれども、提案書の2ページを御覧いただければと思います。

まず、方針の前提としまして、小金井市を取り巻く状況であったりとか、地域課題、また、産業振興プランに掲げられている市の特性を生かした産業、担い手の育成といった大きな方向性を踏まえて、KO-TOにおいては小金井市ならではのインキュベーションモデル、また、地域課題解決型の生活関連ビジネス、そういったものの推進等に寄与していく必要があると考えています。

加えて、2014年からKO-TOの指定管理者として施設の運営をさせていただく中で、認識している創業支援の現状を踏まえまして、取組をより発展させていく必要があるというふうに認識しています。

具体的な現状の認識としましては、KO-TOにおいて占有区画、個室とシェアベースについては満室状況での稼働が続いておりまして、シェアスペースの利用者も含めますと76者の年間契約者に現在使っていただいている状況です。

また、市内の創業相談のワンストップ窓口として、昨年度では236件の相談に応じている状況です。

また、KO-TOだけではなく、平成29年にはKO-TOに隣接してPO-TOという創業支援施設、そして、平成31年にはMA-TOという創業支援施設が開設されまして、このKO-TO、PO-TO、MA-TOの3施設を合わせると154者が集まる東小金井の高架下が、そういった創業者の集まるエリアとして形成されてきているという状況があります。

このエリアに集まった創業者については、事業の成長に伴って市内に事業所を構えて定着するといったような流れも着実にできてきておりまして、今後このような流れをさらに加速させていくことが重要であるというのが、まず、前提として考えている部分になります。

続いて、前提を踏まえまして、基本方針の部分をお話しさせていただければと思うんですが、提案書の4ページ以降の部分になります。

先ほどの前提を踏まえまして、基本方針としては3点書かせていただいております。

1点目が、KO-TOを核としたエリアプランディングによる創業機運の醸成です。KO-TOの開設から、先ほどもお話しさせていただいたとおり、7年以上がたち、着実に創業者が集まっている状況の中で、KO-TOの設置目的というのが実現されてきている状況にあるかなというふうに認識をしています。

今後、この流れをさらに加速させていくために、KO-TO単体での取組ももちろんですが、KO-TO単体だけではなく、エリア全体として、創業のまちとしてのエリアプランディング、取組を進めていくことも今後重要になってくるというふうに考えています。

具体的には、隣接するPO-TO、MA-TOであったりとか、弊社で取り組んでおります不動産事業等とも連携させながら、KO-TOを退去した方々が市内定着していくような取組をより加速させていくこと、また、多摩信用金庫さんやJR中央線コミュニティデザインさんなどと連携しながら、創業予定者の裾野を広げていくようなソフト支援も実施してきている中で、今後もKO-TOを中心として、関連する事業や施設とも連携しながら相乗効果を高めていくということをやっていきたいと考えています。

続いて、2点目です。創業者の育成及び市内定着の促進です。既に施設の開設直後に入居された方は、最大5年の入居可能期間を終えて卒所しているという状況になっています。今後さらにそういった創業者が増えてくるフェーズになりますので、いかに市内定着を促していくかということが、今後より一層重要になってくると考えています。

これまで以上に市内における顧客開拓であったりとか、ステークホルダーとの関係づくりなどをサポートしていきながら、小金井市に拠点を置き続けることが経営的なメリットになるような状況を作りたいと考えています。

具体的な取組としましては、事業化に向けた育成、また、ソフト部分での支援であったりとか、経験豊富な専門職員による個別の相談、また、そのような機会を通じて地域団体や周辺の大学、金融機関等へ創業者をつないでいくといった取組を行ってまいります。

さらに、市内における店舗事務所物件の情報提供や、空き家等の空きキャパシティーを活用した定着先の発掘などにも力を入れて取り組んでいきたいと考えています。

最後、3点目です。3点目は高品質な創業支援の継続的な提供と、効率的な運営による品質の維持といったところです。5ページに記載の内容です。

こちらにつきましては、職員の配置や施設の維持管理、また、事故等の緊急対策等に積極的に取り組んでまいります。特に次の指定管理期間では施設の開設から10年といった節目を迎えるタイミングにもなってきます。直近でも、施設のハード面に関する不具合等も出てきているケースもありますので、今後も、特に、施設ハードを維持管理していく上で必要な対応も増えてくることが予想されます。小金井市さんとも連携を図りながらスムーズに対応していく

ように取り組んでいきたいと考えています。

ここまでが基本の方針の部分です。

続いて、6ページ以降は、事業等の実施計画の部分についてお話しさせていただきます。

まず、利用促進への取組です。こちらにつきましては、施設の募集案内だけではなく、創業のノウハウや郊外での働き方、ワークスタイル、また、先輩起業家の紹介など情報のコンテンツを充実させて、創業機運の醸成を図ることによって、KO-TOの利用者募集へつなげていきたいと考えています。

また、利用者と密にコミュニケーションを図りながら、利用者さんが退去されるタイミングでスムーズな公募手続をしていくように、また、その際に、既存のシェアスペースの利用者さんが、ベース、個室とステップアップしていくようなつなぎ等も進めていきたいと考えています。

以上のような取組につきましては、これまでの指定管理期間においても意識的に取り組んできた部分でもございまして、添付のグラフを御覧いただけると分かるかと思うんですが、利用者推移としては着実に利用者が増えてきているような状況です。

具体的な施策については、その先の記載内容を御参照いただければと思いますが、今後の運営においても、利用促進のため、切れ目のない取組を続けていければというふうに考えております。

続いて、9ページ以降、利用承認に係る審査の部分についてお話しします。

こちらについては、利用承認、不承認が恣意的な判断によらず公平に審査されるよう、これまで同様、外部の審査委員会を組織して、あらかじめ定められた審査基準に基づいて審査を行ってまいります。審査委員や審査基準等につきましては資料に記載の内容を御参照いただければと思います。

続いて、11ページ目以降です。利用者育成や支援の取組についてです。

こちらについては、今入られている利用者さんに対してどういった取組をしていくのかというところですが、基本的にKO-TOの利用者さんについては、創業間もない起業家が多くを占めている状況ですので、必要な支援として、困ったときに頼っていただけるような、相談いただけるような体制を構築することと、また、同じ境遇にある事業家仲間の存在というのも重要なと思っております。単なる知識のインプットだけではなく、利用者個々の状況に合わせた個別の相談であったりとか支援、また、利用者同士の横のつながりを作っていくといった部分についても、今後取組を進めていきたいというふうに考えています。

続いて、13ページ目を御覧いただければと思います。退去企業の市内定着に向けた取組です。

こちらについては、先ほども基本方針のところで触れましたが、卒所した事業者さんたちが市内にいかに定着していくのかといったところは事業の大きな目的の一つであると認識しております、今後絶えず退去者が出てくるベースとなる中で、市内定着に向けた取組は特に注力

していくべき部分であると考えています。

考え方としましては、先ほどの基本方針でも述べたような、退去時に市内に残りたいと思つていただけるような状況を作っていくこと、そこに重点を置いて取り組みます。加えて、市内の不動産情報の提供や特定創業支援事業により、優遇措置などによって市内で登記件数を増やしていくといった市内定着も目指してまいります。

資料には、KO-TOを卒所した方々の市内定着の事例を記載させていただいておりますが、PO-TO、MA-TOが隣にできたことによって、退去後も市内にとどまる状況を作っているというところが一つと、市内の空き物件等に移転する事例も着実に増えてきている状況があります。特に2018年以降、弊社としても宅地建物取引業の免許も取得をして、市内の物件等により細やかな情報収集をしたりとか、創業者をおつなぎできるようになってきている状況がありますので、今後も引き続き細やかな卒所後の定着先の支援を進めていきたいというふうに考えています。

続いて、15ページ目、16ページ目で、自主事業や地域関係機関との連携についても記載させていただいております。

自主事業については、利用者に対する付加価値サービスとして、KO-TOの利用者にとどまらず、市内の幅広い方に御参加いただけるような創業スクールや交流イベントの企画を行っていきます。これまでの運営機関で開催した事例も記載させていただいておりますが、そちらも着実に多くの参加者の方に御参加いただいている状況もありますので、引き続き市内の創業予定者の掘り起こしといったところにも力を入れて取り組んでまいります。

16ページ目の地域関係機関との連携といった部分についても、先ほども申しましたような創業のまちとしてのエリアプランディングを進めていくというところを念頭に、周辺の施設、また、団体との連携を進めていくといったところは力を入れてやっていければと考えています。

また、利用者が個別に抱える課題に対しては、それを補完できる支援団体等の関係機関につないでいくような包括的なサポート体制も構築してまいります。具体的な部分は、以下、御参照いただければと思います。

時間も限られている部分なので、その先、人員体制の辺り、また、施設の維持管理等についても資料に記載の内容を御参照いただければと思いますが、最後に、これまでの運営も踏まえて、今後の運営についてお話をさせていただきます。

2014年の開設から7年が経過をしている状況で、先ほども少し触れましたが、ハーフ面での課題といったところが今後出てくることも予想される状況です。また、開設当初から社会環境も変化してきているというのは私たちも認識をしておりまして、例えばコロナ禍でのリモートワークであったりとか、そういったソフト面、ハード面、両面での改善を図っていく必要があるかなと思っています。

例えば、一例としては、コロナによってオンライン会議も一般化した中で、会議室の通常のこれまでの利用だけではなくて、ビデオ会議での利用も増えてきていたりとか、そういう状

況の中で、これまで以上に声が個室とかブースに抜けてしまうような状況に、利用者さんから改善できないかといった声が上がっていたりですとか、そういったことも実感として持っております。特にハード面に関する要望への対応としては、私たちだけで解決する難しさもありますので、市の力もお借りしながら、よりよい施設にしていけるように取り組んでいければというふうに考えております。

私のほうからの補足説明としては以上になります。

◎委員長 どうもありがとうございました。

それでは、これから約15分程度の時間を設けまして、ただいまの施設の概要、また、提出されております事業計画書等につきまして、各委員から質疑を行いたいと思います。

その前に、私、委員長のほうから総合的に2点ほど質問させていただきます。

まず、第1点目ですが、これは提出書類にはついておるのですけれども、申請に当たりまして、役員の中に、市長、副市長、教育長、議員等本人又は配偶者及び2親等以内の親族がいない旨の誓約書を提出していただいております。この点については改めての確認ということでございます。間違いございませんか。

◎株式会社タウンキッチン 間違いないです。

◎委員長 ありがとうございます。

それから、2点目ですが、指定管理者の指定手続等に関する条例では、指定管理者の指定は公募によるものとされていますが、公募によらない選定規定もございます。

東小金井事業創造センターの指定管理者候補者の選定に当たり、公募によらない選定にした理由についての説明を簡潔にお願いいたします。

◎高橋経済課長 私のほうから説明させていただきます。

提出させていただいている資料に非公募理由というところがありますので、そちらを御覧いただきたいと思います。

主に大きく4つの視点があると思っております。先ほどの指定管理者の事業提案書の中でも説明がありましたけれども、1つ目としては、独自の創業支援施設との連携ということで、隣接しているPO-TOやMA-TO、それから、そこと連携した事業とか、高架下全体として、コウカシタ・ヒガコインキュベーションという位置づけとしてエリアプランディングを図っているというところ。

それから、法人の実績としても、東京都インキュベーションHUB推進プロジェクトとか女性・若者・シニア創業サポート事業など様々な事業を実施しているということ。

それから、小金井市創業支援等事業計画の実績として、年間100件以上の相談を受け付けるということを目標としておりますけれども、この事業計画に基づく実績としても、29年度は163件、30年度は100件を下回りましたが88件、令和元年度は125件、令和2年度は181件と、十分な実績を有しているというふうに考えています。

また、最後に、4点目として、地域の金融機関、鉄道会社等民間施設との連携ということで、

定期的に地域の金融機関と連携したセミナー等を実施しているとか、地域イベントや高架下で開催されるイベント等にも参加して、市内の起業家の紹介及び市内に拠点を構える企業の雑誌掲載等、K O - T O の情報発信のみでなく、創業企業の醸成も図っているということが上げられると思います。

条例施行規則の該当事項としては、第6条第2項、第3項の規定にそれぞれ該当しているのではないかということで、今回、非公募とさせていただいているということあります。

以上です。

◎委員長 どうもありがとうございました。

それでは、各委員から質疑をお願いいたします。いかがでしょうか。

■ 委員、お願いいいたします。

◎委員 何点かありますので、一つずつお聞きしたいと思います。

まず、1点目ですけれども、株式会社タウンキッチンさんの本社の所在地でございます。法人の登記の全部事項証明書が出ていますけれども、小金井市梶野町一丁目2番36号となっておりまして、それを見ますと、平成26年5月に杉並区から移転をしたというふうに書かれておりまして、この住所については事業創造センターの住所ということでよろしいでしょうか。

それで、人員配置ということで、今年の8月31日現在、従業員総数13人という形で提出されておりますけれども、13人の方が一堂に集まるかどうか分かりませんが、そういった事務所というのはないのかどうかということもお伺いしたいと思います。

そして、K O - T O のパンフレットによりますと、個室、あるいはブースのところに、年中無休、24時間利用可能、その後ろに登記可という形で、登記ができるというふうに書いてあります。シェアスペースについても登記可ということで書いてあります。

指定管理者になっていただいて、個室とかブースについて利用の承認をしていただくのは指定管理者なんですけれども、その部屋について登記をするということになると、民間の建物ではなくて、公の建物ですので、一定、何か条例とは直接関係なく登記ができるということで、市のほうで何か手続が要るのではないかと私は思うのですが、タウンキッチンさんのほうに聞くのかどうか、答えるのは小金井市のほうかもしれませんけども、登記ができるということについてちょっと疑問がありますので、お伺いしたいと思います。

条例自体が、小金井市で起業していただきたいということで、ぜひ小金井市に登記していただきたいので、その部屋について登記できるということについては、私も問題はないと思いますが、手続的にどうなのかということがちょっと引っかかりますので、その部分をお答えいただきたいと思います。

◎株式会社タウンキッチン 御質問いただいた点ですけれども、おっしゃっていただいていますとおり、杉並区から、設置当初においては開設された東小金井事業創造センターの住所に本社登記させていただいたのですが、K O - T O に隣接しておりますP O - T O という、K O - T O 開設2年ほどの中では弊社の投資で作らせていただいた建物がございまして、現在はそちら

に登記しております。おっしゃっていただいているように、東小金井事業創造センターに登記場所として本社を置くことが弊社としてもふさわしくないのではないかということで、P O T O に本社は移しましたが、登記上の住所が一緒ということになりました、そのため、登記簿上は住所の、本社の変更登記という履歴が残っていないかと思うんですが、置かれている場所においては異なっておりますし、また、10名ほどが執務する事務所についても用意して、日々そちらのほうで執務しているという状況になっております。

◎委員 分かりました。

そうすると、平成26年5月の段階では、事業創造センターの所在地に本社を置くということについて、小金井市と何かお話はなさいましたか。

◎株式会社タウンキッチン うろ覚えの点もございますけれども、弊社の認識としては、杉並区に本社を置き続けてもよかったです、公共施設を預からせていただくことになり、創業支援という文脈の中で、やはり地に足をつけて、この地でやっていきたいという思いから、経済課にも一定程度御相談を申し上げた上で本社を移させていただいたという経緯があったと認識しております。

◎委員 分かりました。ありがとうございます。

次に、質問させていただきます。委員長、よろしいでしょうか。

◎委員長 どうぞ。

◎委員 先ほど、説明の中で、ハードな部分の変更がこれから必要になってくるというお話をされました。

それで、具体的なイメージが湧かないでちょっと教えていただきたいのですけれども、シェアオフィスという形で30席ぐらい椅子があって、オープンなスペースです。その中で、コロナの関係もあって、テレワークをしようというふうなことになると、当然声が出て、何人かいらっしゃると、その声が周りに当然聞こえてしまうというふうなこともあるかと思うのですけれども、具体的に個室あるいはブース、シェアスペースで、どういうふうな形でどんなことをなさっているのかというイメージがちょっと湧かないものですから、何か1例、2例、どういうふうに使われているかお話ししいただきたいです。

◎株式会社タウンキッチン 個室ブースから、まず先にお話しさせていただきますと、個室ブースは占有的な区画になるので、御契約いただいた方が常にそこをオフィス、事務所としてお使いいただいておりまして、入居者の方の中には建築設計をされている方もいらっしゃいますし、ゲームクリエーターさんであったり、福祉のお仕事をされている方もいらっしゃいますが、基本的にはその部屋の中を、一、二名程度の創業者の方がほとんどですので、具体的な作業場所として、そこで、例えば設計士の方であれば設計を描かれたりだと、クリエーターさんであれば何かそこでプログラミングをしたりだと、そういった作業場所としてお使いいただいているというイメージです。

シェアスペースにつきましては、先ほどおっしゃっていただいたとおり、広い空間の中に机、

椅子が配置されているような状況で、いらっしゃった方が好きな席に座っていただいて作業をしていただけたという場所です。

主な利用としては、基本的にはパソコンを1台持ってきて、そこにノートパソコンを置いて作業されている方が、常時1日5名から10名程度、多いときで10名程度いらっしゃるというようなイメージです。

先ほど、声の話とか、ハードに関するお話をさせていただきましたが、コロナの中で、シェアスペースの中というのは、お一人で作業されている方ばかりですので、基本的にそこで声を発したりということはほとんど行われていない状況で、その中でもパネルを置いたりだとか、コロナにおける必要な対策というのはさせていただいておりますが、基本的には静かな空間が広がっているという現状です。

ただ、オンラインミーティングとか、そういったことをKO-TOの中でされたいという方もいらっしゃり、そういう方については、別の会議室が2部屋ございますので、声を発した打合せや、会議というのは、その会議室でやっていただいているという状況です。

◎委員 ありがとうございました。

委員長、よろしいでしょうか。

◎委員長 はい。

◎委員 15ページに、提案書ですけれども、自主事業が書かれております。

それで、創業スクールについては年2回、コウカシタギャザリングということで2つの事業が書かれているのですけれども、これまでの事務報告書等を見させていただきますと、もっといろんなことをいっぱいなさっていると思うのですけれども、ここに書かれている以上に、自主事業については積極的にやっていくというお考えでよろしいでしょうか。

◎株式会社タウンキッチン はい。

◎委員 分かりました。

それから、細かいですけれども、21ページの一番下のところに、飲料の原価相当額で提供するという形で書いてあるのですが、ここには何か自動販売機のようなものは置いていないのでしょうか。

◎株式会社タウンキッチン 施設の中に自動販売機はなくて、ここで、今イメージしておりますのは、利用者の方に飲料を取っていただけるような小さな冷蔵庫がありまして、そこに飲料を補充していく、飲料が欲しいとなった方は、こちらで定めている原価相当額の金額を入れていただけるようなボックスみたいなものを置いていまして、そこで飲料のやり取りがあるというところです。

◎委員 そうすると、現在もそれをやられているということですね。

◎株式会社タウンキッチン そうですね。

◎委員 分かりました。

◎株式会社タウンキッチン ちょっとだけ補足させていただきますと、この7年間の中で、施

設開設から間もない段階で、コンビニエンスストアが近場からなくなったということもありまして、経済課とも協議させていただいて、自動販売機、どうしてもニーズとしては会議室を御利用いただく利用者の方々で、お茶を出したいと、そういったニーズが一定程度あります、それにわざわざコンビニエンスストアまで行って、また帰ってきてみたいなことが手間だということもありましたので、自動販売機を設置できないかというところも協議させていただいたのですが、どこに置くのかと物理的問題等もあります、だったらこういう形でやらせていただくのがいいんじゃないかということで、一定程度好評をいただきながらやらせてもらっているかなと思っております。

◎委員 ありがとうございました。

◎委員長 よろしいですか。もう一つありますか。

◎委員 30ページのところに要望とか苦情とかの対応について書かれております。

それで、要望あるいは苦情をこれまで拾い上げてきたと思うのですけれども、解決できていないというふうなことがあれば、教えていただきたいです。

◎株式会社タウンキッチン これまで要望として、利用者さんを中心に日々聞いている声としては、例えばですけれども、改善されていない、まだこれから改善の余地があるという部分について絞って申し上げますと、先ほども少し触れさせていただいたんですけども、会議室が、今、消防法とかとの兼ね合いもある中で、上の欄間部分がオープンになっているような設計になっていて、ビデオ会議も増えてくる中で、結構対面にある個室とかブースに声が漏れ伝わってくるといった声も特に最近よく聞いているなというふうな印象を持っていまして、そこについては、先ほども申し上げたとおり、消防法など、いろんな兼ね合いもある中だとは思うので、今すぐ改善していく難しさもあるとは思うんですが、そういった課題はあるかなと思います。

そのほかにも、例えば日々使正在しているWi-Fiとかも、利用者さんが増えたりとか、動画編集とか重たい作業をするようなことも、ここ最近、ニーズとして増えてきていたりする中で、そういう声もいただいている部分があつたりだと、主にはそういったところが、最近認識している声としてはあります。

◎委員 そうすると、特段いっぱい苦情とか要望が出ているということではないということですね。

◎株式会社タウンキッチン そうですね。

◎委員 分かりました。ありがとうございました。

◎委員長 担当課、どうぞ。

◎高橋経済課長 先ほど■委員からの質問に中で、登記の話があつたかと思います。

それで、私どもも、従来、登記可ということで運営をしてきて、あまり深掘りして考えていないかった部分もございますので、その部分については市役所のしかるべき部署と協議しながら、少し研究してみたいと思います。

◎委員長 どうもありがとうございました。そういうことでよろしいですね。

◎委員 はい。

◎委員長 次に、[REDACTED] 委員、いかがでしょうか。

◎委員 3点ほど質問させていただきます。

まず、提案書の22ページに、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策というのが記載されていて、その次の23ページの③番に緊急時の取組ということで、東小金事業創造センター危機管理マニュアルに従って対応しますという旨が書いてあります。危機管理マニュアルそのものを拝見していないので教えていただきたいのですけれども、新型コロナウイルスの感染者が出た場合の対応というのは、このマニュアルにも定められているのかというのをお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

◎株式会社タウンキッチン 危機管理マニュアルについては、新型コロナウイルス対応のマニュアルにはなっておらず、その記載はございませんが、経済課とも協議させていただきまして、このコロナ禍以降、市の方針に従った形で、感染者等が出た場合には対応するということで施設の運営を進めております。

◎委員 ありがとうございます。

実際には施設からの感染者は、今のところ出でていないという認識でよろしいでしょうか。

◎株式会社タウンキッチン 施設の中で感染拡大したという事実は聞いておりません。

◎委員 ありがとうございます。

続いて質問させていただきます。決算書の中身について御質問を申し上げます。

令和2年6月30日現在の貸借対照表を拝見すると、資産の部の中に、土地 [REDACTED]

[REDACTED] 円という記載がありますが、翌年度、令和3年6月30日現在にはその土地の記載がございません。ということは売却等々の事実があったのだと思うのですけれども、損益計算書上、固定資産の売却損益勘定の計上はございません。令和元年にはなかったものが、2年にあって、3年になくなっているので、その資金の流れがどうなっているのかというところを伺いたいのが1点と、もう一点、令和3年6月現在、この3年間で自己資本比率が着々と増えているのは承知しているところなのですが、現預金は急激に、令和3年6月期に増えております。この数字、[REDACTED] 円は、当該年度の年商の [REDACTED] %ということなので、一般的な企業で言うと、年商の [REDACTED] 割以上の現預金があるというのは不自然な感じがするのですけれども、何か特別な資金使途を予定されているのかどうか、その2点について伺えればと思います。

◎株式会社タウンキッチン 1点目については、西東京市に土地建物を事業用に取得させていただきまして、それがコロナ禍突入する2月、コロナ禍の前に事業用に取得したかと記憶しているのですけれども、コロナ以降、その事業をスタートすることが難しくなり、売却することを記憶しておりますが、会計処理上の処理は、委託をしてお願いしておりますので、具体的にどのようになされたかの細かい点については、閲知しておりません。必要であれば会計事務所とも相談した上で回答させていただくことも可能ですが、どうさせていただきましょうか。

◎委員 税務調査ではないので、不動産の流れが分かれば大丈夫かなと思います。

◎株式会社タウンキッチン 基本的には、購入させていただいて、売却をさせていただいたという、適法に処理させていただけたものと認識しております。

加えて、2点目についてなんですが、恐らく東京都のほうからインキュベーションHUB推進事業という大型の予算を委託事業として受けさせていただいておりまして、幾つかの補助事業も、基本的には、補助金、委託事業について、事業終了から数か月後の恐らく5月から7月頃にまとめて入金されることが多く、毎年、弊社も幾つかの事業をいただいておりまして、それがまとまって入金された場合には、かなりまとめた金額がどんと入金されるので、恐らくそういう状況だったのかなと思っております。

◎委員 分かりました。ありがとうございます。

以上でございます。

◎委員長 では、私から、決算書の関係で1点だけお伺いしたいんですが、貸借対照表のところでは長期借入金というのが、かなりの金額が年々増えております。一方、短期借入金というのは出でていないので、当面、1年以内に返すお金というのは全然出でこないということなのですが、この借入金は、どういうところからどういう形での借入金なんですか。

◎株式会社タウンキッチン おっしゃっていただいているとおり、手元資金については、事業運営に当たって潤沢な資金で運用させていただいておりまして、そういう意味で短期の借り入れ、つなぎ的な借り入れというのは、基本的にほぼさせていただいておりません。

一方で、弊社のビジネスモデルと申し上げたらよろしいでしょうか。ハードの投資を伴った建物を何がしか造らせていただいて、そこに賃貸借契約等でお客様に入ってもらって、投資分を回収し、その後、健全事業を運営していくということでありますので、今、東小金井事業創造センター以外に10か所ほど建物がある場所に、弊社がシェアオフィスや、そういった建物を、場所を構えている事業をやっておりまして、それが年々増えております。当然、五、六千万のまとめたキャッシュが潤沢にあるわけではございませんので、金融機関からの、基本的には借り入れをベースとして、長期の借り入れで事業を回している状況です。

◎委員長 これは毎年、幾らかずつ返していくということはないのでしょうか。

◎株式会社タウンキッチン もちろん、その返済計画に従って、毎月、金融機関さんに返済をしております。

◎委員長 1年以内に返済すべき金額は、短期借入金として計上されていないのですか。

◎株式会社タウンキッチン 長期の借り入れの中でやっております。

◎委員長 長期で。通常、1年以内の部分は短借にするのですが、ちょっと疑問に思ったのは、ずっとお金があって、全然返さなくていいお金なのかどうかというところです。

◎株式会社タウンキッチン いえ、全然そんなことではないです。

◎委員長 通常の長期借入金ですね。

◎株式会社タウンキッチン はい。

◎委員長 金融機関からの借入れという。

◎株式会社タウンキッチン 金融機関です。

◎委員長 分かりました。

あと、事業の運営の関係で、卒所者というのはかなり出ておって、順調にうまく回っているというお話だったのですけれども、ただ、起業者、いわゆるベンチャーですと、うまくいかないというケースもかなりあると思うのですが、これはどんな感じですか。入所されたけれども、うまくいかなくて退所されるというような方の割合というのはどのくらいありますか。

◎株式会社タウンキッチン 具体の割合がどの程度かというのは、さくっと数字で出しにくい部分もあるんですけれども、当然、入所いただいて、事業を進めていかれる中で、順調に成長している方もいらっしゃれば、じわじわ伸びている方もいれば、なかなかうまくいかないという方もいらっしゃるのは認識しています。

KO-TOにおいては、特に固定のブースとか個室を御利用いただいている方は、比較的最初のきちんとした審査をさせていただいて、利用いただいている部分もあるとは思うんですけども、決められた3年とか、ないしは最大延長できる5年までお使いいただく方が多いという印象持っています。

ただ、シェアスペースについては、今、シェアスペースだけで50者以上、年間契約の方がいらっしゃいますけれども、なかなか実態として、事業がうまくいっているのか、いっていないのかというところを把握し切れていない部分もあるんですけども、シェアスペースが月額8,000円で御利用いただけて、登記場所として御利用いただいているというケースも多いので、うまくいかなくて抜けていく人が多いなという感じではなくて、入っていただくととどまっていたいしている方が多いというふうな印象です。

ただ、都度、事業を進めていかれる中で、こういったところが今つまずいているんだとか、コロナ禍で、今まで思っていたとおり事業が進まないという部分があるとか、そういった相談は都度受けている状況もありまして、必要に応じて、私たちのほうで、助成金だったりとか、行政から出ているようなサポートを御紹介させていただいたりとか、たましんさんとか金融機関さんをおつなぎさせていただいて、必要なサポートをさせていただいたりとかという事例は常に一定数あるという感じです。

◎株式会社タウンキッチン 少し補足させていただきますと、そもそも、やめるという状況がどういう状況なのかにもよってくるんですが、弊社の創業支援としては、やめなくていい環境をまず作っていただいた上で事業にチャレンジしていただくということをさせていただいていますので、例えば月額8,000円を払い続けるのは、個室の2万数千円や3万数千円というところと比べれば、月額の経費、支払い続けなきやいけないお金としては少ないので、そういう意味では、やめなくていい環境を作りやすい状況ができるわけですけれども、まず、そういう前提に立ってもらって事業をスタートしてもらう。事業をスタートした後も、基本的には弊社のほうで日常的に事業の状況をお伺いしながらサポートさせていただいているので、

直ちにやめなきやいけない環境というのは作らないようにしています。

ただ、そんな中でも、事業がうまくいく、いかないというのは、半分運もございますので、当然、よくあるパターンとしては、シェアスペースの8,000円から始めていただいて、個室に移っていただいて、さらに手狭になったので、弊社で隣接して運営させていただいている施設のほうがもうちょっと広いので、そっちに移ったりするんだけれども、そっちに移った後で、ちょっと調子悪いなということで、今はセーブしながら、もう一回、KOTOのシェアスペースからやり直すみたいな、そういう意味で、3施設の中で、うまくそこを連携させていただいて、うまくいかないときにはコストを抑えて続ける形を取っていただくとか、そういう濃淡をつけてもらいたいながら、弊社ならではの創業支援としては、そういった文脈でもサポートさせていただいておりまして、そういう意味で、やめなくていい環境をなるべく最初に作り、事業を進めていく中でも、そういったところでサポートさせていただいているという状況を作らせていただいております。

◎委員長 要するに、部屋を借りている事業者さんについてはかなり把握されておられるのですけれども、シェアスペースのほうの人は必ずしも全て把握しているというわけではないという感じですか。

◎株式会社タウンキッチン いえ、説明が少しが間違っておりましたが、基本的に把握させていただいております。

まず、シェアスペースを申し込んでいただいて、使い始めていただくその日に、弊社のスタッフが1時間程度のヒアリングをさせていただきます。そこで、そのうち一人一人の事業者がどんなことをやっていて、これからどうしていこうとしているのか。それから、こんなところに課題を感じているというところ、もちろんその課題について弊社もサポートできるようなことがあれば、その場も含めてサポートさせていただくという、まず、体制を作らせていただき、日常的には、うちのスタッフとシェアスペースの利用者、実際にオフィスとして使わなくても、郵便物を取りに来るやら、いろんなことで連絡していただきますし、お会いします。その都度どうなのかということを、世間話の延長線上でもお話を伺いしております。そういったところで困り事がありそうだな、ちょっとこんなところでつまずきそうだなというときには、創業相談にちゃんと乗れるスタッフが話を聞いてサポートさせていただいておりますし、ある程度、年数経過した人については御案内もさせていただきながら、そういった面談の機会を随時作らせていただいているような状況なので、決して弊社がお使いいただいている皆さんのこととあずかり知らないという状況ではございません。

◎委員長 入居者とか、あるいはシェアスペースを借りている人というのは、業種的にはどういう業種が多いですか。

◎株式会社タウンキッチン 業種については、特定の偏りなく、様々と言ったほうが正しいかなとは思うんですが、地域の課題や困り事を解決していくようなNPO法人さんから、個人事業主としてSEとか、フリーランスでそういったことをやっておられる方まで本当に様々です。

50、60の利用者というのは様々です。

◎委員長 先ほど [ ] 委員からもちょっとお話がありましたけれども、いろいろな施設を持っている、広く事業をやっておられるということなのですけれども、特に大きなトラブルとか、事故とか、そういうことはないですか。

◎株式会社タウンキッチン 弊社の事業の中でということですか。

◎委員長 ええ。

◎株式会社タウンキッチン 特段大きな問題になるようなことはなかったと認識しています。

◎委員長 どうもありがとうございました。

[ ] 委員、どうぞ。

◎委員 33ページから44ページということで、収支の計画書を提出していただいております。

それで、39ページの令和4年度の中の人事費です。運営管理責任者、専門職員、スタッフという形で、積算根拠のところに、金額掛け、パーセント掛け12か月という形で書かれておりまして、19ページのところにこの施設の勤務体制が書いてありますと、管理運営責任者1名、9時から18時まで、月曜日から金曜日、同じく専門員が2名、9時から18時、月曜日から金曜日まで、それからスタッフ2名、9時から18時、月曜日から金曜日ということで、ローテーションを組まれて、最低お一人はいてくださいという仕様にはなっていると思うのですけれども、今、説明の中でも、日常的に相談には乗っているというお話をございます。

それで、具体的に、ここでは20%、15%、50%、70%という形の計算式になっているのですが、例えば、ある一日に、1人が何時までいて、次の人気が何までいたみたいな、具体的にはどういう形になっているのでしょうか。

◎株式会社タウンキッチン 基本的には、これは適切な回答ではないかもしれないのですけれども、弊社、先ほどおっしゃっていただいたスタッフがおりますが、基本的に、仕様に基づいて1人を配置しているということで、東小金井事業創造センターについては日々の運営をさせていただいているります。先ほど申し上げましたように、弊社の本社を置かせていただいたオフィスというのはすぐ隣にございまして、そこに、常にではないかも知れないのですけれども、その十数人というのはほぼ常におります。そのうち1人が必ずKOTOの専属対応として配置させていただいている。その中で、そういう創業相談が必要な場合においては、場面が生じたりした場合においては、ここから1人を派遣して、派遣してというほど大げさでもないのですけれども、隣に移動してやらせていただくということなので、そういう人員配置において、基本的には日々の運営をさせていただいている。

ただ、御指摘いただきました収支の計画については、人件費を丸ごと計上することが、収入から見たときにどうなのかという部分も当然ございまして、こういった計画で予定させていただいているという状況でございます。

◎委員 そうすると、人件費という部分については、この金額は必ずしも実態と合っていない、

というと変ですけれども。

◎株式会社タウンキッチン そこはあんまり言い過ぎるのはよくないなと思うのですが、当初から、東小金井事業創造センターにおいては、警備委託料としての指定管理料以外においてゼロであるというところを出発点としておりまして、当然、弊社としてもそこを納得して、指定管理に手を挙げさせていただいているというのは前提としてあるのですが、現在の厳しい財政状況の中で、そこをきちんとしていただくというのは難しい部分は重々理解しているのですが、やはり弊社の自助努力の中で、収入を立てて、その範囲内できちっと回していくというのは、お預かりしている以上、当然責務として考えています。より創業支援を盛り上げていくためには、やはり弊社もやらせていただいているが、KOTO單体での收支というのは、やっぱり難しさはあると。隣に全体で百数十者いていただいているが、ようやく十分な人員配置も可能なかなというふうには思っております。

◎委員 最後に1点なんすけれども、支出のほうで、清掃費といいますか、日々、掃除をしなきゃいけないと思うんですが、その費用というのは、ここに書かれている中だと、維持管理費ともちょっと違うような、そこには載っていないような気がするんですが、清掃費というのは、計上はどういうふうになっていますでしょうか。

◎株式会社タウンキッチン その点につきましても先ほどのお話とつながるんですが、そこも外部の業者に委託させていただくことは簡単でいいんですが、そこへも支出が出てしましますと、収入に対して見合わない支出になってしまいますので、そこは基本的には弊社の社員が朝出社して清掃すると、お手洗いや外構周り含めてするというところで経営努力をさせていただいている状況ではあります。

◎委員 分かりました。

◎委員長 よろしいですか。

委員、追加はよろしいですか。

◎委員 大丈夫です。

◎委員長 では、質疑は終了したかと思います。

以上で東小金井事業創造センターに係る関係者からの御説明、それから質疑は終了いたします。

ここで、団体の方は御退席になります。本日は大変ありがとうございました。

◎株式会社タウンキッチン こちらこそありがとうございました。

◎委員長 担当課につきましては、審査に当たり質疑等があるかもしれませんので、引き続きお残りください。

(団体退室)

◎委員長 それでは、これから東小金井事業創造センターの指定管理者候補者として、株式会社タウンキッチンを選定することについて、当委員会として審議を行っていきたいと思います。

何でも結構ですので、御意見がございましたら御発言をお願いいたします。

なお、当委員会のまとめ方としては、今回の諮問内容のとおり認めるかどうか、それから、委員会として何か意見があれば、その意見を付して答申することになります。意見を付すことになるかと思います。ということで、よろしくお願ひいたします。

■ 委員、どうぞ。

◎委員 先ほど高橋課長から非公募という形の理由の説明がございまして、平成26年8月から2期にわたって指定管理者としてやっていただいて、着実に、その条例の目的に沿った仕事をやっていただいていると思いますので、引き続きやっていただいて、私はよろしいというふうに思います。

◎委員長 ■ 委員は、その辺、よろしいでしょうか。

◎委員 私が質問させていただいた項目で、コロナ絡みがあったと思うのですけれども、危機管理マニュアルのほうに感染者が出た場合の対応は記載がないということだったので、この点については更新していただけたらありがたいなと思います。

◎委員長 あと、私から事務局のほうに念のため質問させていただきたいんですが、事務局として、このタウンキッチンの仕事ぶりはどういうふうに評価されておられますか。

◎鈴木市民部経済課産業振興係長 タウンキッチンさんは、お話しあったとおり、26年8月から2期にわたって指定管理者を務めていただいております。日々、市のほうとも連携を取らせていただいて、市が仕様に書かせていただいている業務はもちろんのこと、独自で東京都の事業ですか、JRの高架下の2施設の開設といったところで、積極的に地域の創業支援に自主的に取り組んでいただいているところは、経済課としても評価をさせていただいております。

◎高橋経済課長 若干補足しますと、ここで、開設以来、ずっとタウンキッチンというところに管理をお願いしている形にはなるわけです。それで、開設当初は大丈夫なのかというようなところもあったのですけれども、隣接にPO-TO、MA-TOという施設ができて、エリアプランディングみたいな形も整ってきましたので、そういう中で事業運営もかなり安定しているのかなというふうな印象は私としては受けております。今回も引き続きタウンキッチンさんにお願いできれば、事業効果がさらに高まっていくのではないかなというふうに考えております。

◎委員長 私、質問して、本当かなと思ったのは、起業というのはリスクの非常に大きなもので、もちろんうまくやって、うまくいくところもあるのですが、うまくいかないで、結局撤退するというのもかなりあるのかなと思ったのですけれども、全然ないという感じで、あれつと思ったんです。入り口のところで選別というか、あるいは補強して失敗しないように線引きされておられるのかなと推測はしました。全体として、やっぱり担当課のほうとして見て、うまく運営しているという評価でよろしいということですか。

◎高橋経済課長 入居している企業さんも、結局、大きなところを目指していく企業というよりは、どちらかというと個人事業主さんで、副業的みたいなことも含めて、個人とか、1人、2人ぐらいの範囲で、小さくてもできるようなところが割と多いです。さつきもちょっとあり

ましたけれども、ＳＥをやっていますとか、設計をやっています、あと、ネイルの関係とか、ちょっとコーヒー屋さんを出したいとか、パン屋さんをやりたいとか、そういう割と小さいところが多いので、そこを起点に会社として大きくしていこうというよりは、割と生活、地域密着で、小さく身の回りの世界を中心とした事業を開拓していくみたいという方が多いのかなという印象は受けております。

◎委員長 小さくやるのであれば、一時的にうまくいかなくても、少し自分で頑張ってやっていって、耐えて、うまくいくようにならまたやっていくということが可能なので、結果として撤退するケースは少ないということで分かりました。

そういうことは、実績も結構出しておられるということで、あとは隣接の事業もやっておられるということなので、私も継続していただいていいのかなという感じはいたします。

◎委員 委員長、よろしいですか。

◎委員長 はい。

◎委員 農工大のインキュベーションからの受け入れの条例が書いてあるのですけれども、そういう方もいるのですか。

◎高橋経済課長 なくはないですけれども、ただ、実際には農工大のインキュベーション施設のほうが割と事業展開として、大きくしていくとか、もしくはバイアウトしていくとかということを想定しているので、ＫＯ－ＴＯのほうに事業所を移して、そこで事業活動をするというよりは、便宜的に小金井市内に事業所を置いておくということのために登記をするケースのほうが多いかもしれません。

実質的に、あそこで事業をするという話には、ベンチャーポートの場合にはならないというふうに考えています。

◎委員長 そういうことなんですね。

◎委員 委員長。

◎委員長 どうぞ。

◎委員 本来ですと、かなり付加価値の高い何かを創業してもらって、市のほうにも貢献してほしいという考え方だけれども、身近なところ事業の創造というと、いいことはいいのでしょうかけれども、市の財政的にはメリットがあまりないのかもしれないですね。

◎高橋経済課長 税収という意味でのメリットというのは、そんなに大きくなきれないかなというふうには思いますけれども、エリアプランディングとか、地域のにぎわいとか、そういう意味合いで、特に東小金井の東側のエリアはアニメーション会社があつたりとか、区画整理も大分進んできて、新しい地域として注目をされつつありますので、そういう中での小金井市を特徴づけていくという意味でのメリットというのは非常にあるかなというふうに思っております。

◎委員長 どんどん大きくなっちゃうと小金井市から出ていってしまうこともありますからね。

その他、よろしいですか。

◎委員 大丈夫です。

◎委員長 ありがとうございました。皆様からの御意見等を出していただきましたので、ここで休憩に入りたいと考えております。

(休憩)

◎委員長 再開いたします。

それでは、株式会社タウンキッチンの指定管理者候補者の選定につきまして、当委員会としては、「危機管理に当たっては、感染症対策について、マニュアル等に定めるよう努めていただきたい」、これが①です。それから、②として、「社会の変化に対応して、地域や市と連携しながら利用の促進に努めていただきたい」、この2つの意見を付しまして、株式会社タウンキッチンを指定管理者候補者として選定するということでまとめたいと思いますが、異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 異議なしということですので、本件につきまして、ただいま申し上げましたとおり、東小金井事業創造センターの指定管理者候補者を株式会社タウンキッチンとして選定し、先ほどの意見を付して市長に答申するということで決定いたします。

それでは、入替え等のため、短時間休憩いたします。

(休憩)

---

◎委員長 では、次第2の市営自転車駐車場の廃止状況についてに入ります。

事務局に説明を求めます。

◎梅原企画政策課長 それでは、ただいま配布しました資料を御覧いただきたいと思います。

昨年度審査いただき、公益社団法人小金井市シルバー人材センターを指定管理者として、令和3年4月1日から指定管理を開始した市の自転車駐車場7施設でございますが、武蔵小金井北第1自転車駐車場が、令和3年12月31日に廃止の予定となっております。

自転車駐車場は、一括管理しているため、新設や廃止の際に、この委員会で審査を行っておりませんが、本日は報告のため資料を配布いたしました。

説明は以上でございます。

◎委員長 どうもありがとうございました。

事務局から説明がありましたが、この件に関しまして、何か質疑はございましょうか。

(「なし」の声あり)

◎委員長 ないようでしたら、次の議事に進みます。

---

◎委員長 次に、次第3のその他、重大な事故又は不祥事に関する報告書の検討についてです。

事務局に説明を求めます。

◎梅原企画政策課長 昨年御議論いただきました、重大な事故又は不祥事に関する報告書の検討について、事務局案をまとめましたので説明させていただきます。

まず、東京都26市での導入実績ですが、これまでに検討してきた報告書に類似する書式等を導入している自治体はございませんでした。事業者に誓約書を提出していただく事例について詳しく確認したところ、条例等に定められている欠格条件である、役員の中に市長等の近親者がいるなどに当たるまらないことを確認するためのものでございました。小金井市でも同様に欠格条件に関する誓約書は提出を求めているところになります。

昨年の委員会での議論では、審査に当たり事故又は不祥事について報告が必要との御意見を多くいただきましたので、委員会での議論を参考に、重大な事故又は不祥事に関する事案について提出を求める様式（案）を作成いたしました。

お配りしております様式の案を御覧ください。

この様式にて報告する内容は、①、募集の日から起算して過去5年以内に生じた重大な事故又は不祥事に関する事案の概要、②、①の事故又は不祥事に関して講じた再発防止策及びその実施状況としております。②の再発防止策等を報告させることにより、この様式の提出があつた場合は、改善されていること等を確認した上で評価いただくことを想定しています。

また、重大な事故又は不祥事の定義については、他市の事例を参考に、米印の部分になりますが、重大な事故又は不祥事とは、募集開始の日から起算して過去5年間に、申請する団体等（グループ申請の構成団体を含む。）又は団体等の役員若しくは職員に生じた次のものを指します。（1）、他の団体における指定管理業務の取消し、業務停止命令を受けた場合、（2）、国、地方公共団体による入札参加停止措置を受けた場合、（3）、役員又は従業員において重大な事故又は不祥事があった場合、（4）、（1）～（3）の他、監督官庁である自治体等に報告した重大な事故又は不祥事があった場合としております。

定義をこのようにした理由といたしましては、通常の管理運営業務の中で起こる軽微な事故又は不祥事については報告の対象から除く必要があると考え、このような形としております。

また、様式を採用した場合、事案に対する再発防止に向けた取組が実施されていることを口頭にて、委員会の場で委員長から御確認いただくことを想定しております。これにより、該当事案については改善されていること、または、改善に向けた取組を進めていることを会議録に残る形で確認していただくことを考えております。

なお、事案について、委員会の中でさらに詳しい質疑を行うことも可能と考えております。

次に、評価についてですが、重大な事故又は不祥事に関する事案の有無、また、その内容がどのような項目に関連するのか、提出されるまでは分からぬいため、この様式に基づく評価項目を単独で設けることは難しいと考えております。

そこで、事務局案といたしましては、事案の報告があった場合は、その内容に関連する評価項目について、他の様式と合わせ総合的に評価いただきたいと考えております。

参考に、お手元にお配りしている昨年度の指定管理者選定委員会で使用した評点票を御覧ください。

施設により、評価項目は異なるところですが、事業者の現状・実績や管理運営に関する項目

については、ここ数年の公募案件の評価には必ず含まれていたことを確認いたしました。

説明については以上となります、本日は、様式（案）の導入について、それから、評価項目についての2点を御協議いただきたいと思います。

それでは、委員長、よろしくお願ひいたします。

◎委員長 どうもありがとうございました。

事務局から、今説明がありましたが、まずは、様式（案）についてですが、この様式を導入するということでよろしゅうございましょうか。あるいは何か御意見等がございましたら伺いたいと思います。

■ 委員、どうぞ。

◎委員 内容について特にということはないですけれども、過去5年以内の、5年というのは法的な根拠とか経験則とか何かがあっても5年なのかなと思って質問します。

◎委員長 私のほうからお答えいたします。

事務局から5年というのは長いので3年ぐらいというところで御相談いただいたんですけど、私のほうとして、要するに、この審査が5年ごとですよね。委員会として審査して良しとする場合に、その間に不祥事等があつて把握できていないと、もし後で問題になった場合、委員会として、それは聞きませんでした、知りませんでしたとか、聴取しませんでしたとかということではなりません。これは委員会としての責任を果たしていないということになります。5年の間に事故とか不祥事とかがあつたかどうかということについてはこの委員会で聞くしかないでの、指定期間の5年ということで案を作っていました。

◎委員 承知しました。大丈夫です。

◎委員長 ■ 委員、どうぞ。

◎委員 私もこの案でいいと思うのですが、様式の上のほうの②の、「①の」の次に「重大な」を入れてほしいんですが、「①の重大な事故又は」、丸めて、事故というよりも、繰り返しになりますけれども「①の重大な事故又は不祥事に関して」と。

委員長、どうでしょう。要りませんか。

◎委員長 ①を受けているので、要らないといえば要らないですし、特に強調したいというのであれば入れるという感じになるかと思います。

◎委員 強調したいです。

◎委員長 強調したい。逆に入れることについて不都合はないかなと思いますけれども、いかがですか。

ということで、■ 委員から「重大な」も入れたほうがいいということで、「重大な」をつけ加えてください。

◎梅原企画政策課長 はい。

◎委員 それから、この様式について、委員会の中で提出等をした後で評価をする場合ですが、総合的な評価をせざるを得ないと思うんですけども、参考で出している昨年の障害者福祉セン

ターの場合ですと、多分、①の事業者の現状・実績・管理運営方針のところのどこかで、この重大な事故についての評価をせざるを得ないと思うんですが、ぱっと見た中だとどこにも当てはまらないような感じがするんですが、どこかに……。2のところですかね。多分、2の項目については、ほかの施設も恐らく全部入っていると思いますので、2の中で総合的に新様式についても評価をするという理解でよければ、私はそれでいいです。

◎委員長 この件については、右側に様式12とか13とか書いてありますけれども、これのほかに今回付け加える項目が関わってくるのだろうと思います。例えば管理運営に関する業務の2とか、これは虐待等ですし、あと、災害、感染症については4ですし、あと、危機管理体制については6というところで、そこら辺の評価にも関わってくるので、もし不祥事等があった場合にはそこら辺のところに加味していただきたいと考えます。

ただ、現実問題として、これは我々の希望でもあるのですけれども、そういった不祥事とか重大な事故はないというのが基本なので、もしないのであれば評価のしようがなくなってしまいますから、独立の項目を設けるのはちょっといかがかなということで、私の意見を事務局のほうへ申し上げたところでございます。

よろしいですか。

◎委員 結構でございます。

◎委員 結構です。

◎委員長 ということで、今、「重大な」という用語を一つ、様式のほうへ入れていただくということがありましたけれども、これを入れていただいたところで、事務局案のとおり様式を導入するということでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 次に、評価項目についても、幾つかの項目も含めて総合的に評価するという扱いにしたいということですけれども、この点についても御了解いただいたということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 では、運用の面につきましては、事務局から提案のあった形で、重大な事故又は不祥事に関する様式の運用を進めてまいりるということにいたします。

ということで、本日の議事、以上で全て終了いたしたところですけれども、ほかに何かございましょうか。

◎委員 ありません。

◎委員 ありません。

◎委員長 では、委員会はこれで閉会いたします。皆様、お疲れさまでございました。

(午後3時15分閉会)